

「滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画」の素案について

1 趣旨

県では現在、令和 3 年 10 月に策定した「滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画」に基づき 2030 年（令和 12 年）を見据え、酪農および肉用牛の生産振興に取り組んでいる。

本計画は「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（法律第 182 号）」に基づき、5 年後を目標年度として 5 年ごとに策定される国の基本方針を受けて策定するものである。本年 4 月に公表された国の基本方針を踏まえ、酪農・肉用牛生産を取り巻く環境変化にあわせた目標設定等、必要な見直しを進め次期計画を策定する。

2 次期計画の基本的な枠組の考え方

（1）計画期間

令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とする。

（2）計画の性格

「滋賀県基本構想」および「滋賀県農業・水産業基本計画」を上位計画とする酪農・肉用牛生産の振興計画とする。

（3）策定主体

関係機関、市町、畜産関係団体等の意見等を踏まえ、県が策定する。

3 主な改定内容

畜産を取り巻く情勢の変化を踏まえ、持続可能な酪農および肉用牛生産に向け、生産基盤の強化と経営安定を目指す。

（1）飼養頭数等の目標

	酪農			肉用牛			
	戸数	飼養頭数	生乳生産量	戸数	飼養頭数	うち近江牛頭数	うち繁殖牛頭数
現在（R5 年度）	33 戸	2,437 頭	16,426 t	90 戸	22,833 頭	17,004 頭	1,889 頭
目標（R12 年度）	28 戸	2,200 頭	15,840 t	90 戸	23,800 頭	17,800 頭	2,000 頭

（2）酪農経営

- ・分娩間隔、長命連産を意識した飼養管理による収益向上
- ・ICT 機器を活用した省力化
- ・酪農ヘルパー等外部支援組織の活用

（3）肉用牛経営

- ・「牛よし、人よし、社会よし」をコンセプトにした“三方よしの近江牛生産”の取組推進
- ・繁殖雌牛の増頭および和牛子牛の県内生産拡大に向けた体制構築
- ・キャトル・ステーション等を活用した分業化

（4）国産飼料の生産・利用

- ・耕畜連携による自給飼料の利用拡大
- ・稲 WCS の生産拡大および稲わら収集地域の拡大
- ・コントラクター等外部支援組織の活用

4 策定スケジュール

令和7年	9月	県計画素案作成 関係機関、市町、畜産関係団体との意見交換
	10月	常任委員会〔素案〕
	12月	常任委員会〔原案〕
令和8年	1月	国への協議
	3月	常任委員会〔最終案〕
	3月下旬	県計画の策定・公表

滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画の素案



計画策定の趣旨

本県の畜産情勢を踏まえ、酪農および肉用牛生産の健全な発展と生産物の安定供給に向けた取組や施策を示す基本計画
〈性格〉
 「滋賀県農業・水産業基本計画」を上位計画とし、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき改定
〈計画期間〉
 令和8年度～令和12年度(5年ごとに見直し)

現状と課題

◇畜産を取り巻く情勢の変化

- ①飼料費を始めとした生産コストの上昇
- ②消費量の需要の変化
- ③労働力不足の加速化
- ④環境負荷軽減への取組
- ⑤家畜伝染病や自然災害のリスク

◇生産基盤の現状

＜酪農経営＞

- ・高齢化、後継者不足による離農
- ・飼料価格の高止まり
- ・生産コスト上昇による収益の悪化
- ・生産基盤の縮小

	H30年度	R5年度
飼養戸数	47戸	33戸
総飼養頭数	2,705頭	2,437頭
生乳生産量	17,634 t	16,426 t

＜肉用牛経営＞

- ・和牛を中心とした規模拡大
- ・飼料価格の高止まり
- ・生産コスト上昇による収益の悪化
- ・肥育素牛の県外依存
- ・枝肉価格の低迷

	H30年度	R5年度
飼養戸数	89戸	90戸
総飼養頭数	20,262頭	22,833頭
うち繁殖雌牛飼養戸数	42戸	37戸
うち繁殖雌牛頭数	1,851頭	1,889頭

＜飼料生産・利用＞

- ・自給飼料の生産拡大
- ・労働力の確保
- ・効率的な流通体制の構築

次期計画の概要

持続可能な酪農および肉用牛生産に向けた取組

1. 酪農経営

＜生産基盤の強化と経営安定＞

- 分娩間隔、長命連産を意識した飼養管理による収益向上
- ICT機器を活用した省力化
- 酪農ヘルパー等外部支援組織の活用
- 牛群検定の有効活用

2. 肉用牛経営

＜生産基盤の強化と経営安定＞

- “三方よしの近江牛生産”の取組推進
- 繁殖雌牛の増頭および和牛子牛の県内生産拡大に向けた体制構築
- キャトル・ステーション等を活用した分業化
- 近江牛の遺伝的改良
- 繁殖技術等の飼養管理技術の向上

3. 国産飼料の生産・利用

＜耕畜連携による自給飼料の生産・利用拡大＞

- 稲WCSの生産拡大
- 稲わら収集地域の拡大
- コントラクター等外部支援組織の活用
- 作業の効率化、集約化
- 広域流通に対応した流通基盤、体制強化

(1) 担い手の確保・経営力の向上

- ①収益性の高い経営の育成
 - ・各種データの有効活用
 - ・畜産関係団体や県機関等による技術支援
- ②経営を支える次世代の人材確保
 - ・法人化や協業化による雇用拡大、収益性の向上
 - ・新規就農者や離農予定者等のマッチング
 - ・農業高校生等畜産の担い手育成に向けた取組支援
- ③畜産関係技術者の育成
 - ・畜産関係団体と連携した技術者の育成・確保

(2) 労働不足への対応

- ①省力化機械の導入支援
 - ・省力化機械等の導入による労働負担軽減
 - ・データサービスの利用推進
- ②外部支援組織の活用推進
 - ・キャトル・ステーションの利用促進
 - ・コントラクター等への作業受託化の推進
 - ・ヘルパー利用制度の利便性向上

(3) 家畜衛生対策の充実・強化

- ・危機管理体制の維持・強化
- ・生産者に対する飼養衛生管理基準の遵守指導

(4) 安全確保の取組の推進

- ・法に基づく製造業者や販売事業者等への指導および動物用医薬品の適正使用の指導
- ・畜産GAPや農場HACCPの普及・定着推進

(5) アニマルウェルフェアの推進

- ・生産現場への普及、定着
- ・“三方よしの近江牛生産”の取組推進

(6) 環境と調和のとれた畜産経営

- ①資源循環型畜産の推進
 - ・マッチングの取組推進
 - ・堆肥の利活用に係る技術向上
 - ・家畜の飼養管理や施設管理の適正化
- ②飼料自給率向上の推進
 - ・稲WCSの生産拡大
 - ・稲わら収集の集約化と利用拡大
 - ・流通体制の整備の推進
- ③CO2ネットゼロの取組推進
 - ・家畜排せつ物の適正な処理と耕種農家の家畜ふん堆肥の利用
 - ・肥育素牛の自給率向上による輸送燃料の削減

(7) 自然災害への対応

- ・各種経営安定対策や家畜共済等への加入推進

(8) 暑熱対策の推進

- ・計画的な暑熱対策への取組推進
- ・畜舎環境改善の取組支援

(9) 経営安定対策等の着実な運用

- ・生産性向上の取組推進
- ・畜産関係団体等と連携した支援対策

(10) 消費者の理解醸成・食育の推進

- ・畜産関係団体等と連携した活動推進
- ・畜産物に対する正しい理解醸成

(11) 消費拡大の取組

- ①多様化する消費者ニーズ等への対応
 - ・高品質な生乳生産の取組推進
 - ・脂質やおいしさに着目した選ばれる近江牛づくりの推進
- ②畜産物の魅力発信
 - ・商工・観光業と連携した県内外への魅力発信
- ③近江牛の輸出拡大の推進
 - ・新規販路拡大の推進
- ④生産物の高付加価値化
 - ・付加価値を向上させる取組の推進

飼養頭数等の目標

	酪農			肉用牛			
	飼養戸数	飼養頭数	生乳生産量	飼養戸数	飼養頭数	うち近江牛頭数	うち繁殖雌牛頭数
現在 (R5年度)	33戸	2,437頭	16,426 t	90戸	22,833頭	17,004頭	1,889頭
目標 (R12年度)	28戸	2,200頭	15,840 t	90戸	23,800頭	17,800頭	2,000頭

計 画 期 間

令和 8 年度～令和 1 2 年度

滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画書
(素案)

令和 8 年 月

滋賀県

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
I 酪農および肉用牛生産の近代化に関する方針・・・・・・・・	3
第1 滋賀県の酪農および肉用牛生産をめぐる近年の情勢	
1 生産基盤の現状	
2 畜産を取り巻く情勢の変化	
第2 持続可能な酪農および肉用牛生産に向けた取組	
1 生産基盤の強化と経営安定	
2 国産飼料の生産・利用	
3 関連事項	
II 生乳の生産数量の目標ならびに乳牛および肉用牛の飼養頭数の目標・・・・・・・・	14
1 生乳の生産数量および乳牛の飼養頭数の目標	
2 肉用牛の飼養頭数の目標	
III 近代的な酪農経営方式および肉用牛経営方式の指標・・・・・・・・	15
1 酪農経営方式	
2 肉用牛経営方式	
IV 乳牛および肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項・・・・・・・・	17
1 乳牛	
2 肉用牛	
V 飼料の自給率の向上に関する事項・・・・・・・・	21
1 飼料の自給率の向上	
2 具体的措置	
VI 集乳および乳業の合理化ならびに肉用牛および牛肉の流通の合理化に関する事項・・	23
1 集送乳の合理化	
2 乳業の合理化	
3 肉用牛および牛肉の流通の合理化	
VII その他酪農および肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項・・・・・・・・	26
用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

はじめに

本県の畜産は、令和5年農業総産出額610億円のうち、約18%の112億円を産出し、本県農業の主要な柱となっています。とりわけ、肉用牛生産は、令和5年度の畜産統計では1戸当たりの飼養頭数が約271頭と全国第1位となっており、特に、ブランド和牛の中でも最も古い歴史をもつ近江牛は、その品質が高い評価を得ている本県を代表するブランド製品です。

現在、我が国の畜産は、世界的な情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、資材、エネルギー価格の高騰による生産コストの上昇、生産年齢人口の減少、物流問題、地球環境問題への高まり、海外市場の拡大等酪農・肉用牛生産を取り巻く情勢は大きく変化しています。

需要面においては、国内では人口の減少による需要減が避けられない中、牛肉を始めとした畜産物の輸出は年々伸びており、インバウンド消費も含め国外需要を見据えた対応の重要性が増しています。

酪農、肉用牛生産は、人が食用利用できない牧草等の資源を良質なタンパク質に変えることができる重要な産業であり、畜産農家のみならず、流通・加工・販売事業者をはじめ、観光事業者などの関連産業も含め、地域経済を支えています。また、耕畜連携や資源循環、農山村地域の活性化等地域農業への貢献など、様々な役割を果たしており、今後も持続的に発展させることが重要です。

本計画では、5年後を目標年度としたうえで、外部支援組織や畜産関係団体・行政の多角的な連携を図りながら、時代の変化と需給構造の変化に柔軟に対応し、本県の酪農および肉用牛生産を次世代に継承するための持続的な発展を目指します。

計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

「滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画」は、国が「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）」に基づき令和 7 年 4 月に公表した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」および「滋賀県農業・水産業基本計画（令和 8 年度から令和 12 年度）」に盛り込まれた施策の方向と調整を図りながら、県、市町および農業団体等が、本県における酪農および肉用牛の生産振興および安定供給を図るための中長期的な施策展開の指針として策定します。

2 計画の位置づけ

「滋賀県農業・水産業基本計画（令和 8 年度から令和 12 年度）」を上位計画とする畜産部門の基本計画として位置づけ、令和 7 年 4 月に農林水産大臣が公表した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づき策定します。

3 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度

4 改定

本県の畜産振興に必要と認められる場合には、柔軟に計画の見直しを行います。

I 酪農および肉用牛生産の近代化に関する方針

第1 滋賀県の酪農および肉用牛の生産をめぐる近年の情勢

1 生産基盤の現状

(1) 酪農経営

酪農の令和5年産出額は23億円と畜産全体の約21%を占めており、大消費地である京阪神の都市近郊型の生乳生産地域として、新鮮で良質な生乳を生産しており、都市近郊の地理的条件を活かし、アイスクリーム等の乳製品の加工・販売など6次産業化に取り組む生産者もあります。

一方、乳価は上昇しているものの、飼料価格を始めとした生産コストの上昇など生産費の増加に伴う収益性の低下に加え、後継者と新規就農者の確保が大きな課題となっています。

平成30年度から令和5年度にかけ、飼養戸数は47戸から33戸と約30%、飼養頭数は2,705頭から2,437頭と約10%、生乳生産量は17,634tから16,426tと約7%それぞれ減少しており、生産基盤の維持と、酪農経営の持続可能な経営展開が大きな課題となっています。

また、飲用牛乳の消費量は、他飲料との競合や人口減少等により減少傾向にあり、生産基盤を維持するためには、消費者への理解醸成や消費拡大を図ることも重要です。

(2) 肉用牛経営

肉用牛の令和5年産出額は71億円と畜産全体の約63%を占めており、基幹産業の一つとなっています。

平成30年度から令和5年度にかけて飼養戸数は89戸から90戸と横ばいで推移しているものの、飼養頭数は20,262頭から22,833頭と増加しています。品種別では、乳用種と交雑種が減少する一方で、黒毛和種の飼養頭数は14,016頭から17,004頭と約21%増加し、本県を代表する近江牛飼養への転換や規模拡大が進んでいます。

飼養農家は、繁殖農家で廃業する例がある一方、肥育農家の繁殖部門への新規参入や酪農からの経営転換も見受けられ、また次世代を担う若手の生産者も育ってきています。

本県の肉用牛生産の特徴は、令和5年度の素牛自給率は約16%と低く、素牛の多くを県外からの導入に頼っている、いわゆる「肥育主体県」であり、安定的な素牛確保が課題となっています。こうした課題に対応するために繁殖雌牛を増頭する生産者や新たに繁殖雌牛を飼育する生産者も増えつつあるものの、生産コストの高騰等を受け、繁殖部門を縮小する生産者もみられ、繁殖雌牛の頭数は横ばい傾向にあります。

黒毛和種の枝肉取引価格については、日本三大和牛である近江牛のブランド力により、全国の枝肉取引平均価格より高く取引をされているものの、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により外食需要をはじめとした消費が大きく落ち込み、枝肉価格が下落し、近江牛にも大きな影響を及ぼしました。

また、近年は、物価上昇等に伴う消費者の生活防衛意識の高まり等による牛肉消費の減退を受け、滋賀食肉センターにおける枝肉価格も軟調に推移しています。

(3) 飼料生産・利用

飼料自給率は、平成30年度から令和5年度にかけ、乳用牛は約26%から約30%に、肉用牛は約11%から約12%に上昇しています。また、飼料作物の作付面積は、平成30年度から令和5年度にかけ、700haから828haと約18%増加しています。耕畜連携による稲ホールクロップサイレージ（稲発酵粗飼料、稲WC S）等外部支援組織を活用し、自給飼料の生産拡大に取り組む生産者がいる一方で、生産拡大に必要な労働力の確保や流通体制が課題となっています。

2 畜産を取り巻く情勢の変化

(1) 琵琶湖をはじめとする環境への負荷軽減

本県は、我が国最大の湖である琵琶湖を有し、周囲を1,000m級の山々に囲まれた自然環境にあります。この山々から流れ出る大小の河川が琵琶湖に注ぎ、年中豊富な水量を蓄え、本県をはじめ京阪神の貴重な水資源となっています。平成27年9月には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が施行され、同法に基づき、本県では「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を策定しています。令和3年4月には「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例（滋賀の農業みらい条例）」が施行され、農地の生産力の最大化を規定し、土づくりの取組を推進していくこととしています。また、令和4年4月には、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」が施行され、温室効果ガスの排出量がより少ない農業の育成および振興に努めており、畜産分野においても、家畜ふん尿の適切な管理と耕畜連携などによる利用の促進など、環境に配慮した生産活動の取組を進めています。さらに、令和4年10月には、県と県内の全19市町が共同でみどりの食料システム法第16条第1項に基づく基本計画「滋賀県みどりの食料システム基本計画」が策定され、畜産分野においては、メタンガス排出を抑制する飼料の給与や温室効果ガスの排出が少ない家畜排せつ物処理の実践等により、メタンガスや一酸化二窒素の排出量削減を推進しています。

(2) 地域の飼料資源の活用

畜産における飼料の大部分は輸入に依存しています。このような中、近年は、円安の進行等による資材やエネルギー価格の高騰、気象条件等の影響を受け、輸入飼料価格は高騰しており、畜産経営を圧迫している大きな要因となっています。

本県では、高い水田率を活かし、生産・流通団体等の連携により平成12年度から稲WC Sの取組を開始し、令和5年度の作付面積は309ha（平成30年度255ha）と生産・利用の拡大が進んでいます。

また、肉用牛の飼料である稲わらについては、畜産農家の周辺にある圃場で収集されており、県内産の利用割合は約74%であるものの、残りについては県外あるいは海外産の稲わらが利用されており、県内全域での稲わら収集拡大の推進と県産稲わらの利用率を高める取組が課題となっています。

今後も、低コストで高品質な県産飼料の利用を拡大し、安定して収益が確保で

きる畜産経営への転換が重要です。県内の自給飼料活用による耕畜連携のみならず多面的機能を有する水田農業の維持・活用を図るためにも飼料用米等の生産維持、拡大による水田の活用が欠かせないものとなっています。

(3) 消費者の需要の変化

高齢化や人口減少に加え、物価上昇等による消費者の生活防衛意識の高まり等により畜産物の消費量が減少傾向にある中、消費者の畜産物に対する安全・安心や健康志向、地産地消への意識は高まっています。牛乳・乳製品については、学校給食等食育を通じた理解醸成や普及活動に継続取り組むことで需要喚起を図ることが必要です。牛肉については、品質の高さやおいしさ、脂肪質の良い牛肉に対するニーズの高まりなど、多様化する消費者ニーズに対応した近江牛づくりを進めていくことが必要です。また、需要拡大のためには、輸出量の拡大やインバウンド消費を含めた取組も重要です。

(4) 国際情勢の変化

ウクライナ情勢、円安の進行等による資材やエネルギー価格等の高騰を受け、輸入に依存する飼料をはじめとした生産コストが上昇し、高止まりをしています。持続可能な畜産経営のためには、生産コストの低減・生産性向上の取組を進めていく必要があります。

海外における日本食への関心の高まり等から、牛肉の輸出拡大が進んでおり、本県唯一の食肉処理加工施設である滋賀食肉センターでは、マカオ、タイ、シンガポール、フィリピン、ベトナム、ミャンマーおよび台湾の7か国・地域への輸出施設認定を取得するなど、近江牛をはじめとする県産牛肉の中核的な輸出拠点として機能しており、輸出実績においても平成22年の輸出開始から令和6年まで実績を伸ばしています。また、訪日外国人旅行客による県産畜産物のインバウンド消費を拡大していく必要があります。

一方、海外では和牛より価格の安い海外産の「WAGYU」や各県のブランド和牛も多く販売されていることから、近江牛の海外販路拡大においては、これらの牛肉との差別化を図りながら進める必要があります。また、海外における近江牛の販路拡大に資するために、海外における近江牛の認知度をさらに高めていくための取組が重要です。

(5) 自然災害等発生リスクの高まり

地球温暖化の進展や経済のグローバル化に伴い、大規模な自然災害、家畜伝染病の侵入リスクが高まっています。災害への備えは、酪農および肉用牛生産の持続的な発展にとっても重要であることから、非常用電源の整備、家畜共済や保険への加入、飼養衛生管理基準の遵守など、各経営で行うことができる必要な備えを行うことが重要です。

第2 持続可能な酪農および肉用牛生産に向けた取組

1 生産基盤の強化と経営安定

(1) 酪農経営

酪農経営の安定のためには、生乳1kg当たりの収支の向上が必要です。乳牛の改良が進み、泌乳能力が向上する一方で、分娩間隔の長期化や除籍産次の低下、供用期間の短縮は喫緊の課題であることから、長命連産性に優れた後継牛づくりや適切な飼養管理による繁殖成績の改善、生産コストの削減による、生産性向上の取組を推進します。また、牛個々の能力に応じて性選別精液による人工授精や和牛受精卵の移植を行うなど、適切な交配指導に取り組むことにより、計画的な後継牛確保および和牛子牛生産による収益向上を目指します。

労働負担軽減のため、酪農ヘルパーやコントラクター等の外部組織の活用や、生産性向上を図るため、費用対効果を検討した上で、搾乳ロボット等ICT機器を活用した省力化を進めることで、酪農生産基盤の維持を図ります。

酪農経営を科学的にとらえ、分析するには、牛群検定への加入が有効です。本県の令和5年度の牛群検定加入率（頭数ベースで約72%、戸数ベースで約55%）は、都府県平均（頭数ベースで約43%、戸数ベースで約40%）を上回っています。今後も、検定に必要な労力や費用負担を軽減できるAT検定法（夜朝交互立会検定法）の推進や、畜産関係団体と連携して検定員を確保するなど、牛群検定の支援体制を強化するとともに、牛群検定に未加入の農家に対し、牛群検定の有効性の理解醸成に努め、加入を促進します。

(2) 肉用牛経営

肉用牛経営の安定のためには、飼料費をはじめとする生産コストの削減に加え、適切な飼養管理による生産性向上の取組が重要です。繁殖経営においては、発情発見装置や分娩監視装置等ICT機器の活用、肥育経営においては、自動給餌機やICT機器を活用した牛群管理等による生産性の向上の取組を推進します。

労働負担軽減のため、コントラクター等の外部組織の活用、酪農経営との連携、滋賀県畜産技術振興センターのキャトル・ステーション等を活用した分業化や省力化を進め、繁殖雌牛の増頭および和牛子牛の県内生産拡大に向けた体制の構築を推進します。

また、“滋賀県生まれ滋賀県育ち”の近江牛の遺伝的改良ならびに飼養管理技術の向上に向けた技術支援を図ることで、生産基盤を強化します。

2 国産飼料の生産・利用

輸入飼料の価格が高騰、高止まりしており、持続可能な畜産経営のためには、生産コストの削減や安定供給が望める自給飼料の生産・利用拡大を耕畜連携によって一層推進していくことが重要です。水田率の高い本県の特徴を活かした飼料生産対策として、地域計画に飼料生産を位置付ける等稲WC Sの生産拡大とともに、畜産農家が主体となって行われている稲わら収集は、畜産が盛んでない地域での収集を拡大していくことが必要であることから、外部支援組織の活用や地域計画に基づく大規模耕種農家と連動した作業の効率化・農地集約化のための取組を推進します。また、飼料用米については、畜産農家における利用体制の構築を

223 推進し、生産・利用の拡大を図ります。

224 食品残さ等を原料としたエコフィードの活用は、酪農および肉用牛経営におけ
225 る飼料費の低減や飼料自給率の向上とともに、県内における資源循環の取組とし
226 て重要であることから、民間事業者等とも連携をとりながら、利用可能な食品残
227 さ等の活用を図ります。

228 畜産農家の減少に伴い点在化が進行する中で、県産飼料の利用を拡大するため
229 には、生産地域の地理的分布を考慮し、広域流通に対応した流通基盤・体制の強
230 化を図る必要があります。このため、中継、保管施設の確保や整備とともに、飼
231 料取扱業者等における県産飼料を活用した指定配合飼料の調製を模索する等、県
232 産飼料の流通体制の強化に努めます。

233 関係者の連携・協力により、県産飼料の新規利用者の開拓と既存利用者の利用
234 拡大を図るとともに、耕種農家と畜産農家のマッチングを進め、取引の円滑化を
235 推進します。

236 3 関連事項

237 (1) 担い手の確保、経営力の向上

238 ①収益性の高い経営の育成

239 酪農および肉用牛経営が、持続的な経営を行うためには、収益性の高い経
240 営による一定の所得水準の確保が重要です。

241 このため、家畜改良に基づく高能力な牛群の整備や牛群検定成績、I C T
242 機器等から得られるデータの有効活用などにより、生産性向上や経営の安定
243 化を図る必要があります。収益性の高い経営安定のため、家畜診療所等の獣
244 医師を始めとした畜産関係団体や県の指導機関による技術支援を推進しま
245 す。

246 また、酪農および肉用牛経営においては、多額の設備投資や運転資金が必
247 要であることから、計画的な機械・施設などの整備投資や適切な経営管理に
248 対する技術支援を行います。

250 ②経営を支える次世代の人材確保

251 本県の酪農および肉用牛生産の中核を担ってきた経営主の高齢化が進み、
252 後継者が確保できない経営では牛舎などの経営資源が失われる可能性があり
253 ます。新規就農希望者や離農予定者・空き牛舎等の把握、共有化を行うとと
254 もに、効率的なマッチングを進めるなど、経営資源の継承を図ります。

255 新規就農者の育成に当たっては、技術・知識の習得の場として、酪農ヘル
256 パー制度や農業大学校、県の指導機関等を有効活用します。また、畜産関係
257 団体等と連携し、農業大学校や農業高校生に向けた学びや体験の機会を創造
258 する、畜産の担い手育成に向けた取組を支援します。

260 ③畜産関係技術者の育成

261 家畜人工授精師や受精卵移植技術者等畜産関係技術者の高齢化に伴い、技術
262 者の確保は喫緊の課題となっています。このため、滋賀県立農業大学校や各農
263 業協同組合、滋賀県農業共済組合等の畜産関係団体と連携し、これら畜産に係
264

る技術者の育成・確保を図り、乳用後継牛や和牛子牛の効率的かつ安定的な生産体制の整備に努めます。

(2) 労働力不足への対応

①省力化機械の導入推進

高齢化や採用者の早期離職による人材不足が課題となっており、人材の確保、定着の取組が必要です。

経営体の飼養形態や規模に応じて、搾乳ロボット等の省力化機械やＩＣＴ機器、スマート農機の導入により、労働負担の軽減への取組を推進します。

これらの機械等の導入・普及に対応した新たな飼養管理方法については、民間事業者によるデータサービスの利用を推進するとともに、技術の指導・普及を図ります。

②外部支援組織の活用の推進

滋賀県畜産技術振興センターのキャトル・ステーションは、乳牛への和牛受精卵の移植や肉用牛繁殖雌牛の増頭等において、子牛育成の省力化や経営の安定化のために活用されています。引き続き、キャトル・ステーションの利用推進により、肉用牛繁殖雌牛や肥育素牛の安定確保や、子牛育成における労働・経営負担の軽減等を図るとともに、和牛子牛の地域内一貫体制を推進します。

飼料用作物の生産においては、コントラクター等による飼料作物、稲わらの収穫・収集や堆肥散布に係る作業の受託化を推進し、作業の分業化・省力化、作付ほ場の団地化を推進し作業の効率化を進めます。

特に稲ＷＣＳや高栄養作物である青刈りとうもろこしについては、コントラクター等の飼料生産組織の活用により、飼料生産効率の向上を図り、高品質かつ安定的な県産粗飼料の増産を推進します。

畜産農家の休日の確保、傷病時の経営継続等のため、労働力を提供するヘルパー制度については、畜産関係団体を中心に利便性の向上を図ります。

また、飼養管理や経営等を指導できる民間の専門指導者の利用推進を図ります。こうした外部支援組織の利用推進にあたっては、業務の平準化が求められることから、畜産業における業務マニュアルの整備を推進します。

(3) 家畜衛生対策の充実・強化

家畜伝染病の発生予防の推進、生産性を低下させる慢性疾病対策、畜産農家への飼養衛生管理の指導等により、県内の家畜衛生を推進し、畜産業の安定的な発展、県産畜産物の生産性向上と安全性確保を図ります。特に特定家畜伝染病の１つである口蹄疫については、近隣のアジア諸国に広く浸潤しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあります。これらの家畜伝染病の発生に備え、防疫マニュアルの整備、家畜防疫に関する研修会の開催等により迅速な防疫措置が実施できるよう、危機管理体制の強化を行います。また、これらの情報の共有、防疫演習等の継続実施により、県や市町の関係部署、協力団体等と連携を強化します。

(4) 安全確保の取組の推進

消費者の食の安全安心に対する意識が高まっています。安全な畜産物の安定供給を確保するため飼料・飼料添加物については、原料・製造方法に関する規制、組換えDNA技術応用飼料等の安全性の確認、飼料添加物の指定に関する規制等のリスク管理を的確に行い、安全に確保することが重要です。「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）」に基づき、飼料・飼料添加物の製造、販売、使用の各段階に該当する製造業者、販売業者、畜産農家に対して指導等を実施するとともに、安全性に関する情報を速やかに提供します。

安全な畜産物の安定供給を確保するため、動物用医薬品については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」および「動物用医薬品取締規則（平成16年農林水産省令第107号）」に基づき、畜産農家、販売業者等への動物用医薬品の適正使用について、薬事監視員による的確な指導を実施するとともに、安全性に関する情報を速やかに提供します。

農場HACCPや畜産GAPは、生産段階における畜産物の安全性向上および家畜の疾病予防、経営主や従業員の経営意識の向上等の観点で重要です。また、生産物の付加価値の向上や販売先への訴求力向上にも期待できます。外部の指導団体等とも連携を図りながら、意欲ある生産者への普及・定着を推進します。

(5) アニマルウェルフェア（AW）の推進

日々の観察や記録、良質な飼料や新鮮な水の供給等を始めとした適正な飼養管理の励行により、家畜を快適な環境で飼養することは、家畜本来の能力を最大限に発揮させ、生産性の向上にも寄与します。

このような中、国際的な動向を踏まえ、令和5年7月には、農林水産省が国際基準に沿ったAWに関する飼養管理指針を公表しました。研修会等を通じ、生産者等に対し、指針の周知に努めるとともに、生産現場への普及・定着を目指します。

また、近江牛の生産においては、「牛よし」「人よし」「社会よし」の“三方よしの近江牛生産”の取組の一環として、「牛よし」を家畜の快適性と位置づけており、“三方よしの近江牛生産”の取組を推進することで、AWに配慮した畜産物の生産を推進します。

(6) 環境と調和のとれた畜産経営

①資源循環型畜産の推進

家畜排せつ物は、堆肥の土壌還元による資源循環としての重要な役割を担う一方で、環境問題の原因ともなり得ることから、適正な管理が求められます。家畜排せつ物処理については、畜産農家の適切な対応を指導し、県産飼料の利用や家畜ふん堆肥の供給などによる地域の耕種農家とのつながりを強化し、良好な関係づくりを推進します。

堆肥の利用促進においては、関係機関と連携し、耕種農家が求める堆肥生産や畜産農家と耕種農家とのマッチングや、堆肥のペレット化を検討します。併せて、近年水田における地力低下が問題となっていることから、堆肥の水田施用を推進します。

これらの取組が円滑に行われるように耕種農家、畜産農家を対象とした堆肥化技術と利用技術の研修会等により技術向上を図ります。また、関係団体の土壌分析データと連動して堆肥利用の有効性の周知や、普及モデルの作成等により、利活用を推進します。併せて、家畜排せつ物の発電等のエネルギー利用方法の検討を行います。

畜産環境については、酪農および肉用牛経営の規模拡大や住宅地との混住化に伴い、周辺住民との間で悪臭問題が発生しています。畜産経営が継続しやすい環境づくりをめざし、市町やその他関係機関・団体と連携して家畜の飼養管理や施設管理の適正化および臭気防止対策や堆肥散布についての基本的な対応策の指導を継続するとともに、施設整備や処理技術の効果的な活用を推進します。

②自給飼料生産や飼料用米活用などによる飼料自給率向上の推進

耕畜連携を推進し、水田率の高い本県の特徴を活かした飼料生産対策として稲WC Sの生産を拡大します。畜産農家のニーズに応じた稲WC Sの生産に向けて、飼料用稲専用品種の活用や品質向上のための調製技術を普及啓発するとともに、作業の効率化のため、作付け地の団地化を推進します。

稲わらについては、資源活用対策として麦作予定田の稲わら収集や飼料用米の稲わら利用を促進し、県内自給率100%を目指します（令和5年度74%）。

稲わら収集は、限られた期間内での実施となり、収集を行う労力不足が課題としてあることから、稲わら収集ほ場の集約化を推進することにより、利用拡大を図ります。

さらに、これらの粗飼料作付けほ場や稲わら収集後の水田には堆肥の土壌還元を積極的に進め、地力の維持・向上、資源循環に努めます。

飼料用米は、とうもろこしとほぼ同等の栄養価を有した配合飼料の原料であり、水田活用と堆肥の還元を通じて地域との結びつきの強化も期待できます。このことから、地域の特性に応じ、麦・大豆栽培の不適地等における飼料用米の作付を推進するとともに、新たな県産飼料穀物の生産・利用の取組を推進します。

③CO₂ネットゼロの取組の推進

近年の気候変動の影響や2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた国内外の情勢を踏まえ、環境と経済・社会活動をつなぐ循環が実現され、かつ気候変動の影響にも対応した脱炭素社会（CO₂ネットゼロの実現した社会）の構築が求められています。酪農および肉用牛生産においては、地域で発生する家畜排せつ物の適正な処理と耕種農家の家畜ふん堆肥の利用による温室効果ガス排出削減や肥育素牛の自給率向上による輸送燃料の削減等、CO₂ネットゼロ社会づくりに貢献する取組を推進します。

また、本県においては、「牛よし」「人よし」「社会よし」の“三方よしの近江牛生産”の取組の一環として、「社会よし」を環境への配慮と位置づけており、耕畜連携や温室効果ガスの削減の取組を推進しています。

(7) 自然災害に強い畜産経営の確立

多発する大雨災害や震災に備え、非常時における電源や飲料水等をどのように確保するかあらかじめ検討しておくことが重要です。日頃から、災害を想定した準備や農業版BCPを活用するなど、農場内で災害が発生した場合に取るべき行動等日頃からの備えが効果的です。

畜産経営において特に重要な、牛舎・施設の倒壊や機材の破損対策、自家発電機等の停電対策、貯水タンクの準備等の断水対策を推進します。併せて、不測の事態に備えた、各種経営安定対策や家畜共済等への加入を推進します。

(8) 暑熱対策の推進

近年、猛暑による生産現場への影響が深刻化しており、生産性や繁殖成績の低下を軽減させるための取組をすすめる必要があります。暑熱対策として、畜舎屋根への断熱材の設置や遮熱塗装、送風・散霧等による畜舎環境の改善、ビタミンやミネラルの追給、良質で消化率の高い飼料の給与等健康状態による快適性に配慮した飼養管理に取り組む生産者を支援するとともに、計画的な機械等の設備投資を推進します。

(9) 経営安定対策等の着実な運用

酪農および肉用牛経営においては、近年の飼料価格の高止まり等生産コストが上昇し、厳しい経営環境が続いています。持続可能な畜産経営のためには、生産性の向上を図ることが重要であることから、生産性向上の取組や経営の強化・改善の取組を推進するとともに、畜産関係団体と連携した支援を行うことで、畜産経営の安定を図ります。

(10) 消費者の理解醸成について

生産者や地域の畜産関係者、畜産関係団体等との連携により、ふれあい牧場や酪農教育ファーム等における体験活動など地域住民と生産者の交流を深める様々な活動の取組を推進し、生産現場および畜産物についての理解増進とともに、動物の飼育等によって育まれる「心」、「食」、「生命」に関する子供たちへの啓発を図ります。

さらに、児童・生徒に対しては、市町や関係機関等の連携により学校給食における県産の牛乳や牛肉などの提供、学校での食育事業の取組等を推進し、畜産や畜産物に対する正しい理解の醸成を図ります。

433 (11) 消費拡大の取組

434 ①多様化する消費者ニーズ等への対応

435 和牛肉については、脂肪交雑量の高い牛肉が生産される一方で、近年、消
436 費者からは適度な脂肪交雑の牛肉や脂肪質の良い牛肉に対するニーズもあり
437 ます。生産現場においては、これらの消費者意識の変化を注視しつつ、安
438 全・安心な畜産物の生産に取り組むことが必要です。

439 [牛乳・乳製品]

440 牛群検定事業等を通じ、高品質な生乳生産に取り組むとともに、畜産関係
441 団体と連携し、酪農教育ファーム等による県産牛乳・乳製品の価値について
442 の理解醸成を推進します。

443 [牛肉]

444 近江牛については、「霜降り度合いが高く、高級な牛肉」という現状の評
445 価を維持する一方、消費者の満足度を最大化させる観点から、多様な消費者
446 ニーズや流通・販売業者のニーズに合わせ、脂肪交雑のみならず脂質等新た
447 な形質やおいしさに着目し、選ばれる近江牛づくりを推進します。

450 ②畜産物の魅力発信

451 近江牛は、我が国有数の伝統的な銘柄牛であること、霜降り度合いが高く、
452 脂の口溶けが良いなど高品質であること、さらに、地域で生産された稲わら
453 を給与するなどの地域と結びついた生産をしていることなどの特徴が評価さ
454 れ、平成 29 年、農林水産省により地理的表示法(特定農林水産物等の名称の
455 保護に関する法律(平成 26 年法律第 84 号))に基づく地理的表示(G I)に
456 登録されています。

457 また、将来にわたり選ばれる近江牛づくりを目指し、家畜の快適性に配慮し
458 た「牛よし」、安全安心の「人よし」、環境に配慮した「社会よし」の“三方
459 よしの近江牛生産”の取組を推進しています。

460 近江牛のこれらの魅力について、商工・観光業とも連携しながら県内外へ
461 の発信を推進します。加えて、販売促進のためのイベントや商談会への積極
462 的な参加により、東京、大阪などの大消費地をはじめ、県内外での近江牛取扱
463 い店舗の拡大に向けた取組を推進します。

464 生乳については、牛乳の小売価格が上昇しており、消費の減退が懸念され
465 ています。このため、畜産関係団体等と連携し、食育の推進に継続的に取り組
466 むとともに、県産牛乳の消費を促進し、新たな牛乳需要の促進を図ることで、
467 消費を拡大するとともに、消費者に対し、酪農の窮状および価格上昇への理
468 解を図ります。

470 ③近江牛の輸出拡大の推進

471 海外プロモーション等により現在の輸出先との輸出の継続性の強化を図
472 ると共に、新規販路の拡大を推進していきます。また、高級部位以外の輸出
473 量増加を目指し、牛肉のカット技術や食べ方を普及する取組を支援してい
474 き

475 ます。さらに、海外における近江牛ブランドの信用を確立し、販路拡大に資
476 するために、G I 登録された近江牛のP R支援や海外商標の出願を支援して
477 いきます。

478
479 ④畜産を中心とした生産物の高付加価値化

480 6次産業化を通じたの高付加価値化の取組は、畜産クラスター等の取組を
481 活用しながら、多様な事業体とのネットワークを通じた新たな発想での取
482 組や商工観光事業者との連携を推進します。

483 さらに、飼料や飼養管理方法にこだわった畜産物づくりなど付加価値を向
484 上させる取組を推進します。

Ⅱ 生乳の生産数量の目標ならびに乳牛および肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量および乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域 の範囲	現在（令和 5 年度）					目標（令和 12 年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛 頭数	経産牛 1 頭 当たり 年間搾乳量	生乳 生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛 頭数	経産牛 1 頭 当たり 年間搾乳量	生乳 生産量
		頭	頭	頭	Kg	t	頭	頭	頭	kg	t
全県一区域	全県	2, 437	1, 891	1, 834	8, 956	16, 426	2, 200	1, 680	1, 600	9, 900	15, 840

（注）成牛：24 ヶ月齢以上のもの（以下、諸表において同じ）

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域 の範囲	現在（令和 5 年度）								目標（令和 12 年度）							
		肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖 雌牛	肥育牛	その 他	計	乳用 種	交雑 種	計		繁殖 雌牛	肥育牛	その 他	計	乳用 種	交雑 種	計
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
全県一区域	全県	22, 833	1, 889	17, 004	648	19, 541	93	3, 199	3, 292	23, 800	2, 000	17, 800	1, 000	20, 800	80	2, 920	3, 000

（注）1．繁殖雌牛：繁殖の用に供する全ての雌牛（子牛、育成牛を含む）

2．肉専用種のその他：肉専用種総頭数から繁殖雌牛および肥育牛頭数を減じた頭数（子牛を含む。以下、諸表において同じ）

3．乳用種等：乳用種および交雑種（子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ）

Ⅲ 近代的な酪農経営方式および肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式 単一経営

方式名 (特徴となる 取組の概要)	経営概要						生産性指標															
	経営 形態	飼養形態					牛		飼料							人						
		経産牛 頭数	飼養 方式	外部化	給与 方式	放牧 利用 (放牧 地面積)	経産牛 1頭あたり 乳量	更新 産次	作付体系及び 単収	作付延べ 面積 ※放牧利 用を含む	外部化 (種類)	購入国 産飼料 (種類)	飼料自 給率 (国産 飼料)	粗飼料 給与率	経営内 堆肥 利用割合	生産コスト	労働		経営			
																生乳1kg当 たり費用合計 (現状平均規 模との比較)	経産牛1 頭当たり 飼養労働 時間	総労働時間 (主たる従事 者の労働時 間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従 事者1人 当たり所 得
育成牧場やコント ラクターの活用等 により省力化 を進めつつ、 自給飼料を活用した持続性を確保した家族経営	家族経営 (1戸1法人も含 む)	35	つなぎ	ヘル パー、 育成牧 場	分離給与	(ha)	kg	産次		ha			%	%	割	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円
							9,600	3.7	稲WC S外部委託	5	コントラクター	稲WCS	40	60	4	92 (90%)	110	3,850	4,925	3,061	1,864	932
TMR・哺乳ロボ ット等を活用した効率的な経営を行う大規模法人経営	法人	180	フリース トール・ ヘリン ボーン 搾乳方式	ヘル パー、 育成牧 場 稲WC S	TMR給与自動給餌機	—	10,000	3.7	稲WC S外部委託	18	コントラクター	稲WCS	30	60	4	100 (90%)	89	16,000	24,894	16,530	8,364	2,788

2 肉用牛経営方式

肉牛用（肥育・一貫）経営

方式名 (特徴となる取組 の概要)	経営概要			生産性指標																								
	経営 形態	飼養形態			牛								飼料								人							
		飼養 頭数	飼養 方式	給与 方式	分娩 間隔	初産 月齢	出荷 月齢	出荷 時体 重	子牛1 日当 たり 増体 量	肥育 開始 時月 齢	出荷 月齢	肥育 期間	出荷 時体 重	肥育 牛1日 当り 増体 量	作付体 系及び 単収	作付 延べ 面積 ※放牧 利用を 含む	外部化 (種 類)	購入国産 飼料 (種類)	飼料自給 率(国産 飼料)	粗飼料 給与率	経営 内 堆肥 利用 割合	生産コスト	労働		経営			
																						肥育牛1頭当 たり費用合計 (現状平均規 模との比較)	牛1 頭当 たり 飼養 労働 時間	総労働時間 (主たる従 事者の労働 時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる 従事者 1人当 たり所 得
県産稲わらの活用 や遺伝的能力に優 れたもと畜の導入 等により、生産性 の向上や規模拡大 を図る肉専用種肥 育の家族経営	家族 ・ 複合	200	牛房群 飼	分離 給与	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg/10a	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円
県産稲わらの活用 や遺伝的能力に優 れたもと畜の導入 等により、生産性 の向上や規模拡大 を図る肉専用種肥 育の大規模法人経 営	法人	1000	牛房群 飼	分離 給与	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	稲わら 400	稲わら 140	稲わら 運搬作 業	稲わら 飼料用米	17.7	10.0	3	521,327 (93.3%)	11	14,337 (5,610)	86,415	81,316	4,011	1,337
稲WCSやスーダン・ イタリアンなど自 給飼料の活用によ り、自給飼料率向 上に取り組むとと もに、優良雌牛牛 群整備により生産 性向上を図る肉専 用種繁殖肥育一貫 の家族経営	家族 ・ 複合	繁殖60 肥育88	牛房群 飼	分離 給与	13.3	25.3	8.0	280	1.15	8.0	28.0	20.0	801	0.86	スーダン 3.8 イタリアン 3.6 計7.4 稲わら 400	スーダン 3.8 イタリアン 3.6 計7.4 稲わら 9.4	稲わら 運搬作 業	稲WCS 稲わら 飼料用米	繁殖61.7% 肥育17.7%	繁殖80% 肥育10%	5	593,200 (99.1%)	52	7,744 (6,336)	7,570	6,225	1,345	448

(注)「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含まない。

Ⅳ 乳牛および肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③／②
					③総数	④うち成牛頭数	
全県一区域	現在	戸 21,971	戸 33	% 0.15	頭 2,437	頭 1,891	頭 74
	目標		28		2,200	1,680	79

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

①生産構造の転換等による規模拡大

労働負担の軽減、生産性の向上を図るため、費用対効果を検討したうえで、搾乳ロボットや発情発見・分娩監視装置等のICT機器等の導入を推進します。加えて、酪農ヘルパーやコントラクターなど外部組織の活用による省力化を推進します。また、新規就農や経営継承については畜産クラスターの取組をはじめとする各種の施策を活用した牛舎施設や堆肥化施設の整備を支援します。

②家畜改良の方向性および計画的な乳用後継牛の確保

乳用牛1頭当たりの乳量は増加傾向にある一方、分娩間隔の長期化や除籍産次の低下、供用期間の短縮、労働力不足などの課題も生じています。加えて、気候変動などの飼養環境の変化への適応やAWに配慮した飼養管理、温室効果ガスの排出の抑制などの新たな対応が求められており、新たな課題にも適応した上で、その遺伝的能力を効率的に発揮させることが必要となっています。近年技術が進展したSNP情報を活用したゲノミック評価等を通じて、強権性に関わる体型形質や繁殖性、抗病性等の改良による長命連産性の向上を図るとともに、適切な飼養管理や、牛個々の能力に応じて性選別精液による人工授精や和牛受精卵の移植を行うなど、適切な交配指導に取り組むことにより、計画的な後継牛確保および和牛子牛生産による収益向上を目指します。

③牛群検定の活用と牛群検定加入率の向上

牛群検定に未加入の農家に対し、牛群検定の有効性の理解醸成に努め、加入を促進します。また、検定に必要な労力や費用負担を軽減できるAT検定法の取組を推進するとともに、畜産関係団体と連携して検定員を確保するなど検定支援体

508 制を強化します。

509 また、飼養管理、繁殖管理、搾乳衛生および遺伝的改良に牛群検定のデータを
510 有効活用し、個体および牛群の泌乳能力や繁殖能力を最大限に発揮する（ベスト
511 パフォーマンスを引き出す）ことにより、生産性向上を図ります。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

区域名			① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②／①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種繁殖経営	全県一区域	現在	戸 21,971	戸 5	% 0.02	頭 79	頭 79	頭 79	頭 0	頭 0	頭 —	頭 —	頭 —
		目標		4		70	70	70	0	0	—	—	—
肉専用種肥育経営	全県一区域	現在	21,971 (32)	72 (32)	0.33	19,462 (10,356)	19,462 (10,356)	1,810 (1,810)	17,004 (8,064)	648 (513)	—	—	—
		目標		72 (32)		20,800 (11,485)	20,800 (11,485)	2,000 (1,930)	17,800 (8,555)	1,000 (1,000)	—	—	—
乳用種・交雑種肥育経営	全県一区域	現在	21,971	28	0.13	3,292	—	—	—	—	3,292	93	3,199
		目標		17		3,000	—	—	—	—	3,000	80	2,920
合計		現在	21,971	90	0.41	22,833	19,541	1,889	17,004	648	3,292	93	3,199
		目標		90		23,800	20,800	2,000	17,800	1,000	3,000	80	2,920

- (注) 1. () 内は、肉専用種の繁殖肥育一貫経営の内数
 2. 乳用種・交雑種肥育経営で飼養される肉専用種は、肉専用種繁殖経営/肥育経営に含む。
 3. 肉専用種繁殖経営/肥育経営で飼養される乳用種等は、乳用種・交雑種肥育経営に含む。
 4. 合計は、各経営区分で重複する分があるため、単純合計ではない。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

①生産構造の転換等による規模拡大

本県は従来、素牛生産基盤が弱く、素牛の84%を他県からの導入に依存している肥育主体県であるため、多くの肥育経営は子牛価格に経営環境が大きく左右されます。このため、子牛価格相場等に左右されない、素牛自給率向上につながる生産構造の構築が重要です。

このことから、繁殖雌牛の維持・増頭を図るため、畜産振興事業や国庫事業活用による繁殖経営への新規参入を推進するとともに、県は必要な技術的支援を行います。

また、素牛自給率向上のための方策として、滋賀県畜産技術振興センターのキャトル・ステーションを核として、乳牛への和牛受精卵の移植を推進するとともに、畜産クラスターの取組をはじめとする各種の施策の活用により和牛子牛の生

産拡大に取り組み、地域内一貫経営体制の構築を図ります。

②消費者ニーズに対応した家畜改良の推進

本県のブランド和牛である近江牛は、霜降り度合いをはじめとした肉質について高い評価を得ています。しかしながら、高齢化や人口減少、物価上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等により、牛肉の消費が減少傾向にある中、消費者のニーズも多様化しています。

このため、近江牛に対する消費者イメージに配慮しつつ、脂肪交雑のみならず、脂肪質等新たな形質やおいしさに着目した近江牛の生産についても検討していきます。

本県においては、「牛よし」「人よし」「社会よし」の“三方よしの近江牛生産”の取組の一環として、「人よし」を安全安心、美味しさ・高品質と位置づけており、消費者が求める近江牛の価値観を把握するとともに、時代にあった消費者に選ばれる近江牛づくりを推進します。

③優良繁殖雌牛の保留および増殖の推進

繁殖・肥育一貫経営の強みを活かした“滋賀県生まれ滋賀県育ち”の近江牛の遺伝的改良と繁殖技術の向上を図るため、令和7年8月に本県では初めてとなる和牛改良組合が設立されました。育種価情報等を活用した繁殖雌牛の改良を推進するとともに、遺伝的能力の高い優良繁殖雌牛の保留および和牛受精卵移植を活用した高能力繁殖雌牛の増殖を推進します。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		令和 5 年度（現状値）	令和 12 年度（目標値）
飼料自給率	乳牛	29.6%	30.0%
	肉用牛	11.9%	20.0%
飼料作物の作付延べ面積		828ha （うち稲WC S 309ha、飼料用米 222ha、 その他 297ha）	900ha （うち稲WC S 350ha、飼料用米 300ha、 その他 250ha）

2 重点化する取組

（1）粗飼料

自給飼料を生産する農家においては、畜産クラスターの取組をはじめとする各種の施策を活用して機械器具の整備を整え、高栄養作物である青刈りとうもろこしやロールバール体系に適したスーダングラス等を中心に良質な飼料作物の生産・利用拡大を図ります。一方、自給飼料の生産が困難な農家においては、県産飼料の保管と給与における技術向上を図り、地域計画とも連動したコントラクターや土地利用型大規模農家への作業委託を活用しながら耕畜連携による稲WC Sなどの水田を活用した県産粗飼料の購入利用を進めます。

稲WC Sと飼料用米は、麦・大豆の生産性が低い土壌地帯を中心に耕畜連携による取組をさらに進めるとともに、中干しや早期落水などの励行による収穫時期における作業条件の向上や作業の適正化による高品質飼料の生産を基本として、地域が一体となり生産・利用拡大を図ります。

稲わらについては、稲わら収集や飼料用米の稲わら利用を促進し、県内自給率100%を目指します。稲わら収集は、限られた期間内での実施となり、労力不足が課題としてあることから、稲わら収集ほ場の集約化を推進することにより、利用拡大を図ります。

（2）濃厚飼料

県産飼料を活用した畜産物づくりを推進するとともに、生産・利用の体制整備を図ります。飼料用米については、大規模経営体や外部支援組織等による生産を推進します。エコフィードについては、関係業界からの情報入手の充実を図り食品製造副産物・余剰食品残さ等のうち有用な資源の飼料化利用を進め、また、規格外農産物等の中で飼料化利用の可能な資源の活用を図ります。

子実用とうもろこしについては、令和 4 年度より耕種農家が組織的に栽培を開始し、栽培面積が拡大しています。一方で、収穫後の加工や流通体制の整備が課題であることから、県内での生産・利用拡大の可能性について検討をすすめます。

587
588 **(3) 作業体系**

589 畜産農家の労力軽減と飼料作物の生産効率を高めるため、コントラクターやT
590 MRセンター等への外部委託は重要であり、コントラクター等の活動充実を図る
591 とともに、適正な収穫調製作業などの実施や、スマート農業技術の導入を推進し
592 ます。

593 また、飼料作物の生産や稲わら収集を担う外部支援組織の育成として、飼料生
594 産を地域計画の中に位置付けるとともに、飼料販売事業者等とのマッチングを推
595 進します。

VI 集乳および乳業の合理化ならびに肉用牛および牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

(1) 集乳コストの軽減

酪農家戸数の減少や点在化が進み、燃料費の上昇や人手不足等により集乳コストが増加する傾向にあることから、指定生乳生産者団体が主体となって行う集送乳路線の合理化を推進します。

(2) 生乳流通体制合理化

酪農家戸数が減少する中、県内酪農の発展のために生産者団体、指定生乳生産者団体が今後どのような役割分担をすることが生乳流通体制の合理化のために最も適切であるかの検討を行います。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり 生乳処理量 2 t 以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理能力 ②	稼働率 ①/②×100
全 県 一 区 域	令和5年度 (現状値)	飲用牛乳を主に 製造する工場	1工場	合計	55,489	69,970	79%
				1工場平均	55,489	69,970	79%
		乳製品を主に 製造する工場	0工場	合計			
				1工場平均			
	令和12年度 (目標値)	飲用牛乳を主に 製造する工場	1工場	合計	50,094	69,970	72%
				1工場平均	50,094	69,970	72%
		乳製品を主に 製造する工場	0工場	合計			
				1工場平均			

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」：年間生乳処理量を 365 日で除した数値

2. 「1日当たり生乳処理能力」：工場が 6 時間稼働した場合に処理できる生乳処理量 (kg) の合計

(2) 具体的措置

①乳業工場の合理化について

平成 26 年度に飲用牛乳を主に製造する工場において合理化が行われ、工場の稼働率が向上しました。本県は小規模工場が多いため、合併や協業化による規模拡大や効率的な施設への転換を視野に入れつつ、一方で、地域密着性を活かした経営や地産地消の取組を推進します。

②牛乳・乳製品の安全性の確保について

令和2年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、製造・加工段階でのHACCPに基づく衛生管理の着実な実施を公衆衛生部局と連携して推進します。

3 肉用牛および牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

①家畜市場の現状（令和5年度）

名称	開設者	登録 年月日	年間開催日数					年間取引頭数				
			肉専用種		乳用種等			肉専用種		乳用種等		
			子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
			(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	頭	頭	頭	頭	頭
高島総合 家畜市場	高島総合 家畜市場 運営協議会	昭和31年 12月13日	3	0	0	0	0	124	0	0	0	0

(注) 初生牛：生後1～4週間程度のもの、子牛：生後1年未満のもの（初生牛を除く）、成牛：生後1年以上のもの

②具体的措置

県内唯一の家畜市場である高島総合家畜市場は、肉用子牛の公正な取引と適正な価格形成に重要な役割を担ってきました。一方、近年、農家からの上場頭数が減少傾向にあること、また、高島総合家畜市場の施設の老朽化に対する対応が困難な状況であることから、令和7年11月の秋季市場をもって、廃止されました。

滋賀県畜産技術振興センターでは、繁殖農家や酪農家が生産した和牛子牛を買い取る体制を整備していますが、今後、県内における肥育素牛の保留や子牛販売の在り方について、県として必要な対応策を検討します。

(2) 牛肉の流通の合理化

①食肉処理加工施設の現状（令和5年度）

食肉市場	設置者 (開設)	設置 (開設) 年月日	年間 稼働 日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/①	部分肉処理能力 1日当たり		部分肉処理実績計		稼働率 ④/③
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
滋賀食肉 センター	公益財団法 人滋賀食肉 公社	平成19年 4月1日	日 253	頭 100	頭 100	頭 36.7	頭 36.7	% 36.7	頭 30	頭 30	頭 5.6	頭 5.6	% 18.7

②具体的措置

本県唯一の食肉処理加工施設である滋賀食肉センターは、平成19年に開設されてから約18年が経過しており、施設・設備の更新・修繕等が課題となっています。将来にわたって、安全安心な食肉の安定的な供給、近江牛ブランドの更なる発展への寄与、公平・公正かつ効率的で持続可能な運営ができるセンターとす

681 るために必要な検討を進めています。

682

683

VII その他酪農および肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 キャトル・ステーションを活用した生産基盤の強化

滋賀県畜産技術振興センターのキャトル・ステーションを近江牛の地域内一貫体制の強化に向けた取組の核として、酪農および肉用牛生産における子牛育成の外部預託による分業化・省力化を進め、余裕の生じた労力や飼育スペースを活用した和牛繁殖雌牛の増頭や酪農における和牛受精卵の利用の増加により近江牛の肥育素牛の自給率向上を図ります。

また、キャトル・ステーションでは、哺乳ロボット等の省力化機械やICT機器を活用し、大規模育成農場としてモデル的な取組を進め、県内での技術普及により県内の子牛生産能力の向上を図ります。

2 畜産クラスター協議会を中心とした地域の連携推進

畜産農家の減少に伴う点在化が進行する中で、畜産の生産基盤を強化し、持続的な畜産を実現するため、酪農、肉用牛等の経営の枠組みにとらわれず、畜種間でお互いに支え合う環境が求められています。さらに、畜産農家だけでなく自給飼料の生産・利用や家畜ふん堆肥の活用により、耕種農家を巻きこんだ地域全体で畜産を支える仕組みづくりを進めます。加えて、飼養規模拡大のみならず、6次産業化や農商工連携、さらには畜産物およびその加工品の海外輸出を推進・強化し、体力のある経営体を目指します。

また、酪農・肉用牛ともに、規模拡大の意欲がある生産者については、牛舎や堆肥舎などの施設整備を推進します。

3 畜産物の魅力発信、消費拡大の取組

高齢化や人口減少に加え、物価上昇等による消費者の生活防衛意識の高まり等により、畜産物の需要が減少傾向にある中、生産者が意欲を持って経営継続できるよう、畜産物の消費拡大を図ることが重要です。

一方で、近年の消費者ニーズは、品質だけではなく、その畜産物が作られた背景、家畜の快適性に配慮されているか、安全性や環境への配慮がされているか等目に見えない価値や生産の在り方にも着目されています。

飼料や飼養管理方法等にこだわった生産の取組による高付加価値化や近江牛ブランド力の向上の取組を畜産関係団体等と連携し、県内外に向けたPR活動を推進します。

また、学校給食や出前講座を通じ、畜産関係団体等と連携した継続的な食育を推進します。

用語解説

用語		解説
ア	I S O規格	I S O（国際標準化機構；International Organization for Standardization）が制定する規格。商品や管理方法を対象とする国際的な規格。
	I C T	Information and Communication Technologyの略。日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。電気、電子、磁気などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。
	アグリビジネス	食や農業を活用した事業、例えば6次産業化などをいう。
	アニマルウェルフェア	家畜の快適性に配慮した飼養管理。快適性に配慮することで家畜が健康になり、家畜の能力が引き出され生産性の向上や畜産物の安全・安心につながるとされる。
	稲W C S	稲Whole Crop Silage（稲発酵粗飼料）の略。水稻の子実と茎葉を同時に収穫し、発酵させて飼料とするもの。
	インバウンド消費	インバウンドは「外から入ってくる」の意味で、訪日外国人旅行（者）のことを指す。訪日外国人旅行者の国内での買い物や宿泊、飲食などの消費活動を「インバウンド消費」という。
	エコフィード	環境にやさしい（ecological）と節約する（economical）を意味するエコと、飼料（feed）を併せた造語。食品製造副産物や調理残さなど有用な食品残さを飼料化利用したもの。
カ	A T検定法（夜朝交互立会検定法）	牛群検定の方法の一つ。従来の毎月夜と朝の両方を立会する方法を簡易、効率化して、毎月交互に夜と朝を立会し、1日分の乳量や乳脂率を推定する検定方法。
	G A P	Good Agricultural Practice の略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。取組状況を記録簿や掲示物によって確認・表示しながら、農業活動を改善することで、より良い農業経営を実現する取組。
	牛群検定	検定参加農家が飼養している乳牛について、乳量、乳成分、体細胞数、繁殖記録等を月1回記録する。この結果を飼養管理の改善や低能力牛の淘汰等に活用し、酪農経営における生産性向上と経営改善を図る。
	ゲノミック評価	家畜の遺伝的能力について従来の血統情報に加えてゲノム情報（S N P）を解析して、より正確に推定する技術。

用語		解説
	コントラクター	畜産農家や耕種農家（水稻、野菜等を栽培する農家）から飼料の収穫・調製作業等を請け負う組織（飼料生産受託組織）。
サ	子実用とうもろこし	穀実（子実）だけを収穫・利用する目的で栽培されたとうもろこしのこと。その子実は完熟期に汎用コンバインなどで収穫され、多くは家畜の飼料として利用される。 飼料用の子実用とうもろこしは、コーンサイレージよりも栄養価（TDN 含量）が高く、給与するときには粉碎や蒸気加熱などの加工が必要。
	飼料用米	家畜の飼料原料として生産される米（稲の子実）。
	新規就農者	次の3者をいう。 ①農家世帯員で、生活の主な状態が自営農業への従事となった者。 ②新たに農業法人等に常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することとなった者。 ③土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。
	受精卵移植	優れた能力を持つ家畜から作出した受精卵を、他の家畜の子宮内に移植すること。例えば、後継牛に向かない乳牛に和牛受精卵を移植することにより、和子牛を生産することができる。
	性選別精液	X精子（雌精子）またはY精子（雄精子）を選別した精液。高い確率で特定の性別の家畜を生産することができる。
タ	畜産クラスター	畜産農家をはじめ地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。クラスターはぶどうなどの房を意味する。
	地理的表示（G I）保護制度	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付きがあり、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その名称を知的財産として国に登録し保護する制度。登録製品にはG I マークを付けることにより、他と差別化を図ったり、消費者が安心して購入できることにもつながる。
	TMRセンター	TMRは、Total Mixed Ration の略で、粗飼料、濃厚飼料、ミネラル、ビタミンなど全て混合した飼料を意味する。TMRセンターは、この完全混合飼料を製造し、農家に供給する施設。
ナ	農場H A C C P	H A C C P の考え方を生産現場に応用したもの。
ハ	H A C C P	原材料から最終製品までの安全な食品をつくるための衛生管理の方法。Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点）の略。

用語		解説
	B C P	Business Continuity Plan （事業継続計画）の略。自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手法などをあらかじめ取り決めておく計画。
	ヘルパー	農家が休日を確保する場合や突発事故が発生した場合等において農家に代わり飼養管理等を行う者。特に、酪農においては、専業としてヘルパー業務に従事する場合も多く、ヘルパーを経験した後に就農する場合もある。
ラ	ロールベール体系	集めた飼料稲や牧草等を円筒状のロールにした後、フィルムで密封包装し、飼料として長期保存する方法。

723